

公 告

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 五百蔵 裕昭

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（G E P S））対象案件
（ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。）
- 2 入札日時 令和5年3月10日（金） 10:30
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務課会計室
防衛省統合幕僚監部統幕記者対応室（A棟15階東側）（紙による入札がある場合のみ）
- 4 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当すること。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4年度から令和6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、北海道又は関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載する。
- 6 保証金 (1) 入札保証金：免 除
(2) 契約保証金：免 除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。

- 9 契約条項 役務請負契約条項（基本契約条項）
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 10 入札に付する事項 (1) 件名 通信電子機器（D I I）の撤去等役務（苗穂地区）
(2) 要求番号 22K2E6105
(3) 履行場所 統合幕僚監部
(4) 数量 1式
(5) 履行期限 令和5年12月31日
- 11 電子入札 (1) 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) により電子入札を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札の期限は、令和5年3月9日1700までとする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和5年3月8日1200までに、電話で一報後、「紙入札方式参加承認願」を電子メールで提出する。
(4) 電子入札前に電子調達システムを活用して、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付する。
- 12 その他 (1) 任意にて参考見積書（内訳含む。）を令和5年3月1日までに電子メールで送付する。
で送付する。
(2) 現場確認を希望する場合は、令和5年2月20日1200までに、下記問い合わせ先に連絡し、日程調整を行う。

問い合わせ先

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟15階）
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室 片野
電話番号：03-3268-3111（内線30155）
メールアドレス：j1katano@ext.js.mod.go.jp

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書（様式は付紙のとおり。）

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

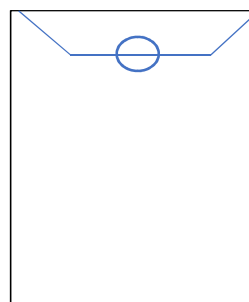
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

<p>公告第○号 件名「△△」</p> <p>「入札書在中」</p>
--

内封筒（裏）



外封筒

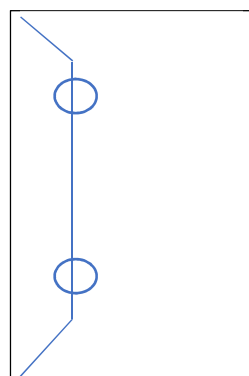
（内封筒が入るサイズ）

<p>〒162-8805</p> <p>東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛</p> <p>「入札書在中」</p>
--

又は

<p>公告第○号 件名「△△」</p> <p>「入札書在中」</p>
--

又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長

殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について

- 備考
- 1 本紙と併せて資格決定通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
 - 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙第4）を提出する。
 - 3 指定の入札書（入札及び契約心得 別紙第2）を使用する。
 - 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

調達要求番号：22K2E6105

統合幕僚監部仕様書		
品名または件名	仕様書番号	JSO-22-6058
通信電子機器（DII）の撤去等役務（苗穂地区）	作成年月日	令和5年1月31日
	改正年月日	
	作成部等	統合幕僚監部指揮通信システム部

1 総則

この仕様書は、通信電子機器（DII）の撤去等役務（苗穂地区）（以下“本役務”という。）について規定する。

1.1 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、JIS X 0001～JIS X 0032 によるほか、次による。

a) DII（防衛情報通信基盤）

防衛省・自衛隊の電子計算機システムが加入し、体系的に構築された超高速・大容量の共通ネットワークをいう。

b) オープン系

防衛情報通信基盤のうち、インターネットへ接続され、秘匿機能を持つIPネットワークをいう。

c) クローズ系

防衛情報通信基盤のうち、部外と接続せず、防衛省内に閉じたネットワークであって、暗号機能を持つIPネットワークをいう。

d) 撤去確認者

契約担当官等の補助者として契約の履行状況を監督する監督官をいう。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 規格

1) JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 法令等

- 1) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号（31.1.9）]
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装ブ武第188号（31.1.9）]
- 3) 防衛情報通信基盤データ通信管理運用規則（自衛隊統合達第27号（20.3.25））
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第9246号。21.7.31）
- 5) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第百三十七号）

c) 仕様書

- 1) JSO-22-6018 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（04換装）
- 2) JSO-22-6021 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（04増設）
- 3) JSO-17-6020G 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その2）（04延長）
- 4) JSO-18-6020F 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その3）（04延長）

- 5) **JSO-18-6011F** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（ネットワーク監視装置等）（04延長）
- 6) **JSO-19-6013E** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その4（その1））（04延長）
- 7) **JSO-19-6021E** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その4（その2））（04延長）
- 8) **JSO-19-6020D** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その4（その3））（04延長）
- 9) **JSO-20-6020C** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その5）（04延長）

1.2.2 関連文書

a) 法令等

- 1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- 2) 防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第19号）
- 3) 電子計算機システム標準化指針（装通第2133号（7.4.20））

2 役務に関する要求

本役務は、令和4年度末に実施される**JSO-22-6018**及び**JSO-22-6021**の機器換装に伴い、**JSO-17-6020G**、**JSO-18-6020F**、**JSO-18-6011F**、**JSO-19-6013E**、**JSO-19-6021E**、**JSO-19-6020D**及び**JSO-20-6020C**により借上を終了した機器（以下“対象機器”という。）を撤去するものである。

2.1 対象機器，撤去先部隊及び数量

対象機器，撤去先部隊及び数量は、**付表1**による。

2.2 本役務の実施事項

2.2.1 役務実施計画書の作成

契約の相手方は、契約後速やかに**役務実施計画書**を提出し、調達要求元の確認を得るものとする。**役務実施計画書**には、方針、スケジュール、撤去等内容と完了基準、実施体制及び要員計画を含むものとする。また、**役務実施計画書**に変更が必要な場合は、本役務全体に対する影響を調査し調達要求元の確認を得るものとする。

2.2.2 撤去等

契約の相手方は、**JSO-22-6018**及び**JSO-22-6021**の機器換装（関連事業を含む。）を考慮しつつ、**付表1**に示す対象機器について次の撤去等を実施するものとする。

a) 対象機器のデータ消去

- 1) **付表1**の機器における情報記録媒体のデータ消去を行うものとする。
データ消去方法については**付表1**で撤去時破壊対象品とされているものは必ず情報記録媒体を物理的に破壊（官側でデータ消去済みのものは除く。）するものとする。データの消去にあたっては、官側立ち合いのもとおこない、官側の情報が完全に消去されたことを証するデータ消去証明書（様式任意）を提出するものとする。
- 2) データ消去及び物理破壊の作業場所
官側の示す場所
- 3) 契約の相手方は、**付表2**に示す所有者に対し、前項に示す物理破壊の対象器材について内部記憶装置の物理破壊に関する許諾手続き（以下“許諾手続き”という。）を行い、所有者が作成した物理破壊許諾完了報告書（様式任意）を提出するものとする。なお、内部記憶装置の物理破壊の許諾に関する手続きに関する費用は契約の相手方が負担するものとする。

b) 対象機器の撤去

c) 対象機器間，対象機器から分電盤，配線版等間のケーブル及び工事中部材の撤去

d) 対象機器等撤去後の補修（対象機器間及び対象機器から分電盤，配線盤等間）

2.2.3 撤去の確認

契約の相手方は、付表 1 に示す撤去先部隊の対象機器を撤去した際は、次に示す事項を記載した**撤去確認書**を作成し、撤去先部隊の撤去確認者（監督官）の確認を受け提出するものとする。

- a) 調達要求番号
- b) 撤去品目
- c) 数量
- d) 撤去実施者
- e) 撤去完了日
- f) 撤去時における機器の状態

2.2.4 対象機器の返還

契約の相手方は、撤去した対象機器について返還区分に従い、原則として付表 3 に示す返還先までの輸送を行うとともに、返還終了を証する書類として**返還証明書**（別紙様式第 1）を所有者から受領し、**借上器材返還終了報告書**（別紙様式第 2）に添付し速やかに提出する。

なお、返還の際は、返還区分毎の**撤去対象機器リスト**を作成し、監督官の確認を得るものとする。

2.2.5 システム撤去役務完了通知書及び役務実施結果報告書の作成

- a) 契約の相手方は、撤去完了後、**システム撤去役務完了通知書**（別紙様式第 3）を速やかに提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、本役務の作業結果を取りまとめた**役務実施結果報告書**（様式任意）を作成し、監督官の確認を得て提出するものとする。
なお、**撤去確認書**及び**撤去対象機器リスト**を**役務実施結果報告書**に添付するものとする。

2.2.6 治具及び材料等

撤去等に必要な治具及び材料等は、契約の相手方が準備するものとする。また、作業を実施するために必要な所要の申請は、契約の相手方が実施するものとする。

2.2.7 実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が、電子計算機の取扱いについて熟知していること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語堪能能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。
- e) 建設業法の規定する許可等関係法令上契約の相手方が果たすべき義務について確実に実施すること。

2.2.8 その他

契約の相手方は、現用器材運用への影響を与えない対策を講じるものとし、本役務実施中、業務従事者の故意又は過失による生じた対象機器等の破損、損害、亡失及び障害対応で発生した費用については、契約の相手方の責任及び費用負担により対処するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、表に示す書類等を官側に提出し、確認を得るものとする。

表 提出書類

番号	名 称	部 数	提出先	提出時期	媒 体
1	役務実施計画書	1部	統合幕僚監部 指 揮 通 信 シ ス テ ム 部	契約締結後速やかに	電子 (DVD-R)
2	役務実施結果報告書	1部			
3	撤去確認書	1部			
4	撤去対象機器リスト	1部		納期まで	
5	物理破壊許諾完了報告書	1部			
6	データ消去証明書	1部			
7	返還証明書	1部	統合幕僚監部総 務部会計室	返還終了後速やかに	紙媒体 ※別紙様式第1
8	借上器材返還終了報告書	1部			紙媒体 ※別紙様式第2
9	システム撤去役務完了通知書	1部	防衛装備庁通信 電子調達官付電 子計算機室(写 しを統合幕僚監 部総務部会計 室)	撤去完了後速やかに	紙媒体 ※別紙様式第3

4.2 サプライチェーン・リスク対応

- a) 本契約の相手方が第三者を従事させる場合は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)**に基づく所要の手続を実施するものとする。また、契約の相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。
- b) 本役務の履行にあたっては、**IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)**に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。)が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下“ソースコード等”という。)の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

4.3 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。)その他の非公知の情報(以下“保護すべき情報等”という。)の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)**における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支

援, 助言, 監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 立入制限区域への立入

契約の相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。細部要領については、**防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則**による。

4.5 養生

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、施設等を破損することないように養生に努めるものとする。なお、万一破損した場合は契約の相手方の責任において原状回復するものとする。

4.6 廃材の処置

本役務の履行により生じたケーブル、工事用部材等の廃材については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い契約の相手方が処分するものとする。細部については、官側の指示による。

4.7 官側における支援

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地・基地等における電力、用水、スペース等の使用
- b) 駐屯地・基地等における施設の利用
- c) 駐屯地・基地等における構内回線の利用
- d) 官側が許可するデータ及び資料等の閲覧に関する事項
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.8 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。

付表 1 - 対象機器・設置場所及び数量

番号	装置名等	品名	型番	陸自	撤去時破壊対象品
				苗穂	
装置名				派遣3 隊14 基地 通信 中隊 苗穂	
1	I P局線用GW II型	Cisco 4331 本体D11	LCR433D11		2
2		CUBE7代ス(25セッション)	LCTCUBEL4		2
3		Cisco 4351 本体D11	LCR435D11		1
4		SRST 257代ス	LCTSRST4		4
5	オペレータ三者会議用ルータ	Cisco 4331 本体D11	LCR433D11		1
6		Catalyst 9300-24T 本体 E1A	LCD93A2E1A		1
7		ギガビットイーサネットネットワークモジュール	LCD93NMG4		1
8		SFPモジュール 1000Base-T	LCS60TXG2		2
9	コンタクトセンター用ハードフォン	コンタクトセンター用ハードフォン(Cisco IP Phone8841)	LCT8841		2
10		ESPRIMO D588/C	FMVD45006		2
11		CPU変更Celeron G4390→Core(TM) i5-9500	FMCPCOL1		2
12		メモリ変更4GB(4GBx1)→8GB(8GBx1)(DDR4 DIMM) D588/C用	FMCMEM0F0		2
13		DVD-ROMドライブユニット(厚型)	FMCBAY09E		2
14	コンタクトセンター用端末	24.1型ワイド液晶ディスプレイ	VL-B24W-7A		2
15		リカバリディスク+ライバースディスク+WinDVDディスク追加(Windows10 Pro 64bit版)	FMCRDD1DA		2
16		ヘッドセットHW510(ノイズキャンセリング、片耳型)	HW510		3
17		スイッチャー	MDA105		2
18		ヘッドセット Yケーブル(モニター用コード)	YCBLSSW		2
19		高性能無停電電源装置(Smart-UPS SMX 3000RMJ)	PY-UPAC3K2		1
20	ラック(H1200)	19インチラック モデル2724(スタンダード/24U/基本)	19R-272A2		1

付表2 所有者

会社名称（部署等）	所在地等
株式会社 J E C C 官公営業第2部 営業第1課	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 電話：03-3216-3975

付表2 返却先一覧(基準)

番号	返還区分	返還先	住所等
1	北海道	日立物流ダイレックス株式会社	〒059-0052 北海道苫小牧市新開町3丁目7-1 日立物流ダイレックス(株)新開営業所 JECCリサイクルヤードB

別紙様式第 1

年 月 日

(契約の相手方) 殿

(所有者)

貸付器材の返還証明について (通知)

標記について、下記のとおり通知します。

記

1 返還された貸付器材の契約情報 (中央借上契約情報)

(1) 調達要求番号

(2) 品名

2 貸付器材の返還日

3 貸付器材の異常の有無

年 月 日

支出負担行為担当官
統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 ○○ ○○ 殿

(契約の相手方)

借上器材の返還終了について（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 撤去契約情報

- (1) 調達要求番号：
- (2) 品 名：
- (3) 契約締結日：
- (4) 撤去履行期限：
- (5) 撤去完了日：

2 器材の返還日

添付書類：貸付器材の返還証明について（年 月 日）

別紙様式第3

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
統括装備調達官 ○○ ○○ 殿

(契約の相手方) 印

システム撤去役務の完了について (通知)

標記について、下記のとおり通知します。

記

調達要求番号：
品 名：
契約担当官等名：
契約相手方：
契約締結日：
撤去履行期限：
撤去完了日：

(借上契約の調達情報)

調達要求番号：
品 名：
契約担当官等名：
乙の会社名：
丙の会社名：
貸借期間：自 年 月 日
至 年 月 日
合意書締結日：

写送付先：統合幕僚監部総務部総務課会計室

情報セキュリティ指定書	調 達 要 求 番 号	22K2E6105
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年2月7日
	作 成 部 課	統合幕僚監部指揮通信システム部
	作 成 年 月	令和5年2月7日
品 名	通信電子機器(DII)の撤去等役務(苗穂地区)	
仕 様 書 番 号	JSO-22-6058	

1 指定事項

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)。(防経装第9246号。平成21年7月31日)添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を表1のとおり指定する。

表1

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考
1	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報	—	—	番号1で指定した保護すべき情報に関係しない付紙の情報を除く。
	以下余白			

番号1で指定した情報のうち、次の事項については、保護すべき情報に当たらないものとする。

1. 収集・整理する公知情報又はそれに類する情報のうち、公となることにより、秘匿すべき関心事項が明らかになるとしてあらかじめ指定したもの以外のもの
2. 防衛省より貸付け又は提供する情報・物件（官給品含む。）のうち、注意又は部内限りの表示がないもの
3. 既に同種の契約において保護すべき情報から解除されている情報のうち、当該情報が公となることにより、秘匿すべき事項が明らかになるとしてあらかじめ指定したもの以外のもの
4. 原材料、仕掛品、製造品、購入品その他の物件のうち、当該物件が公となることにより、秘匿すべき事項が明らかになるとしてあらかじめ指定したもの以外のもの
5. 関係者間における連絡及び日程・場所等の調整に係る情報（電子メールによるやり取りを含む。）のうち、当該連絡及び日程・場所等の調整の内容が公となったとしても、秘匿すべき契約履行の状況及び内容が明らかにならないと認められるもの
6. 関係者間における挨拶等の儀礼的な行為に係る情報